

青森県農業振興地域整備基本方針

令和8年3月31日変更

青 森 県

目 次

第1 都道府県面積目標その他の農用地等の確保に関する事項 (農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号。以下「法」)という。) 第4条第2項第1号)	1
1 都道府県面積目標その他の農用地等の確保の基本的考え方	1
(1) 都道府県面積目標	2
(2) 諸政策を通じた農用地等の確保のための取組の推進	3
2 農業上の土地利用の基本的方向	4
(1) 青森農業振興地帯	4
(2) 津軽農業振興地帯	4
(3) 南部農業振興地帯	5
(4) 下北農業振興地帯	5
第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項 (法第4条第2項第2号)	7
第3 基本的事項(法第4条第2項第3号)	13
1 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項(法第4条第2項第3号イ)	13
(1) 農業生産基盤の整備及び開発の方向	13
(2) 農業振興地帯別の構想	13
ア 青森農業振興地帯	13
イ 津軽農業振興地帯	13
ウ 南部農業振興地帯	14
エ 下北農業振興地帯	14
(3) 広域整備の構想	15
2 農用地等の保全に関する事項(法第4条第2項第3号ロ)	15
(1) 農用地等の保全の方向	15
ア 青森農業振興地帯	15
イ 津軽農業振興地帯	16
ウ 南部農業振興地帯	16
エ 下北農業振興地帯	16
(2) 農用地等の保全のための事業	16
(3) 農用地等の保全のための活動	17

3	農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項（法第4条第2項第3号ハ）	17
	(1) 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向	17
	(2) 農業振興地帯別の構想	18
	ア 青森農業振興地帯	18
	イ 津軽農業振興地帯	18
	ウ 南部農業振興地帯	20
	エ 下北農業振興地帯	21
4	農業の近代化のための施設の整備に関する事項（法第4条第2項第3号ニ）	21
	(1) 重点作目別の構想	21
	(2) 農業振興地帯別の構想	23
	ア 青森農業振興地帯	23
	イ 津軽農業振興地帯	24
	ウ 南部農業振興地帯	25
	エ 下北農業振興地帯	27
	(3) 広域整備の構想	27
5	農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項（法第4条第2項第3号ホ）	28
	(1) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向	28
	(2) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備	28
	(3) 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動	29
6	3に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項（法第4条第2項第3号ヘ）	30
	(1) 農業従事者の安定的な就業の促進の目標	30
	(2) 農村地域における就業機会の確保のための構想	31
7	農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項（法第4条第2項第3号ト）	31
	(1) 生活環境施設の整備の必要性	32
	(2) 生活環境施設の整備の構想	32

第1 都道府県面積目標その他の農用地等の確保に関する事項

(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号。以下「法」という。)第4条第2項第1号)

1 都道府県面積目標その他の農用地等の確保の基本的考え方

農業は、県民や国民に欠くことのできない食料を安定的に供給するという極めて重要な機能に加え、国土や自然環境の保全、余暇活動の場の提供等の多面的な機能を有している。また、世界の食料需要の増大や気候変動、伝染性疾病など、食料の安定供給に影響を及ぼすリスクが顕在化し、国内における農業生産の重要性が再認識される中、農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であることから、集団的かつ良好な状態で確保・保全し、有効利用を図っていくことは、極めて大切なことである。

本県では、都市部と農村部が近接していることから、農地に対する非農業的土地需要が生じている。また、中山間地域等耕作条件の不利な地域では、荒廃農地の発生が問題となっている。今後、優良農地の確保に当たっては、限られた県土の合理的かつ計画的な利用を図り、優良農地として利用すべき土地の区域を明確にし、その有効利用を促進することが重要である。

一方、本県の食料自給率は123%(令和5年度概算値)で全国第4位と高く、米、野菜、果樹、畜産物、水産物の生産バランスがとれた食料供給県としての役割を果たしていることを踏まえ、本県農林水産業が有する蓄積された優れた技術力、農地、夏季冷涼な気候などの特性に加え、「きれいな水」、「健康な土」、そして、「元気のある人財」の3つの基盤を生かした成長産業として、今後一層の農業振興を図るものである。

このため、本県では、「青森県農林水産業を基幹とする産業振興に関する基本条例」において、農林水産業を基幹として行う産業の振興について施策の基本となる事項を定め、これらの施策を総合的かつ計画的に推進することとしている。

また、令和5年12月に策定した「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」では、2040年の目指す姿として「農林水産業が持続的に発展する社会」を掲げ、そのアクションプランである「青森新時代『農林水産力』強化パッケージ」の中で、生産性向上や人材育成等の施策の柱に基づく様々な取組を展開することとしており、その中で、経営の効率化に向けた担い手への農地の集積・集約化等を図っていくものである。

本県においては、40全市町村が農業振興地域整備計画を策定し、この計画の中で将来を見通して農用地等として利用すべき区域である農用地区域を設定し、さらに、これらの区域を中心に各種農業施策を集中的に実施し、優良農地である農用地区域内農地の整備と保全を図ってきている。今後も、県農業振興地域整備基本方針の変更を踏まえて行われる市町村農業振興地域整備計画の見直しに際し、生産性の高い農地や集団的に存在する農地等については、原則、将来にわたって守るべき農地として農用地区域内に線引きすることとし、それ以外については、市町村の将来的な土地利用構想に基づき、市町村の振興に関する計画や都市計画等他の土地利用計画との調整を図りつつ、必要に応じて地域の開発需要等に配慮するものとする。

なお、農業振興地域整備計画の変更については、経済事情の変動その他の情勢の推移により随時の除外による対応が必要な場合を除き、原則として、法第12条の2に基づく基礎調査等

を踏まえておおむね5年ごとに実施するものとする。

その変更に際しては、将来にわたって農地として活用すべきものについては、農用地区域への編入を図り、長期的に優良農地としての保全・利用を促進する。

(1) 都道府県面積目標

ア 都道府県面積目標年及び目標設定の基準年

都道府県面積目標年は令和17年とし、目標設定の基準年は令和5年とする。

イ 目標設定の基準年の農用地区域内農地の面積

目標設定の基準年の農用地区域内農地の面積は131.7千ヘクタールである。

ウ これまでのすう勢が今後も継続した場合における目標年までの農用地区域内農地の面積の減少

これまでのすう勢が今後も継続した場合における目標年までの農用地区域内農地の面積は、地方公共団体の具体的な計画によるものやその他の農地以外の用途に供するための農用地区域からの除外、自然的条件が不利な農地等農用地区域の設定条件を満たさないと判断された農地の農用地区域からの除外、荒廃農地の発生により、5,366ヘクタール減少することが見込まれる。

エ 目標年までの集团的に存在する農用地等の農用地区域への編入促進

基準年における農用地区域外農地のうち、20ヘクタール以上の集团的農地及び10ヘクタール以上20ヘクタール未満の集团的農地のうち基盤整備が実施された農地の農用地区域への編入を促進することにより、1,560ヘクタール増加することが見込まれる。

オ 目標年までの荒廃農地の発生防止

農用地区域内農地の荒廃農地の発生については、以下の施策により、これまでのすう勢が今後も継続した場合における令和17年までの荒廃農地の発生を防止することとし、793ヘクタール防止する見込みである。

(ア) 農地中間管理機構等が農地を借り受けることによる荒廃農地の発生防止

(イ) 多面的機能支払制度による荒廃農地の発生防止

カ 目標年までの荒廃農地の解消

草刈り・耕起・抜根・整地や基盤整備等により耕作可能とされた農用地区域内の荒廃農地について、農地中間管理機構等による農地の担い手への集積・集約化や荒廃農地の解消のための対策の推進及びその他の関連施策により、2,139ヘクタール解消する見込みである。

キ その他県において独自に考慮すべき事由

農業振興地域整備計画の全体見直し等を行う市町村における、基礎調査の結果判明した農用地区域からの除外が見込まれる農地を考慮することにより157ヘクタール減少する見込みである。

ク 都道府県面積目標

都道府県面積は、130.7千ヘクタールを目標とする。

(2) 諸政策を通じた農用地等の確保のための取組の推進

農用地等の確保については、特に農地を中心として次の方向で施策を推進する。

ア 農地の保全・有効利用

荒廃農地の発生は、その農地の生産力が低下するのみならず周辺の農地の効率的な利用も妨げている。また、その増加は、限りある土地資源の有効利用の妨げともなる。荒廃農地の発生原因は、農地を管理する担い手の不足、効率的な耕作が困難な土地条件等が挙げられ、特に中山間地域では深刻な状況となっている。

これらに対応するために、多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による共同活動への支援、地域ぐるみの話し合いにより策定した土地利用構想の実現に必要な活動経費、基盤整備や施設整備費等への支援、地域計画に基づく農業の担い手への農地の集積・集約化の推進、農地法（昭和27年法律第229号）に基づく遊休農地に関する措置等により農地の保全、荒廃農地の発生防止・解消・有効利用を推進する。

イ 農業生産基盤の整備

地域計画と連携しつつ、生産性向上や維持管理の省力化を図るため、担い手への農地集積・集約化や農地の大区画化、自動走行農機やICT水管理システムなどのスマート農業技術の活用を可能とする基盤や情報通信環境の整備、国内の食料需要等も踏まえた水田の汎用化・畑地化等を推進する。

また、農業水利施設について、水土里ビジョンの策定を推進し、地域一体となって長寿命化とライフサイクルコストの低減、維持管理の効率化・高度化、補修・更新や管理に係る費用・労力の抑制を図ることなどにより、戦略的な保全管理を推進する。

その際、現状が農用地区域外の土地であっても当該土地を含めて整備を行うことが適当と認められるものについては、当該土地を積極的に農用地区域に編入するものとする。

ウ 非農業的土地需要への対応

本県においては、非農業的土地需要の増加等を背景に、特に都市部周辺の農地において住宅、店舗、駐車場、資材置場等への転用が生じている。

これら非農業的土地需要への対応に当たっては、生産性の高い農地や集団的に存在する農地等以外の農地への誘導に努めるとともに、市町村の振興に関する計画や都市計画等他の土地利用計画との調整を図りつつ、必要に応じて地域の開発需要等に配慮するものとする。

この場合、農業振興地域整備計画の変更については、経済事情の変動その他の情勢の推移により随時の除外による対応が必要な場合を除き、原則として、法第12条の2に基づく基礎調査等を踏まえておおむね5年ごとに実施するものとする。

エ 農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握

法第12条の2の規定による基礎調査の実施を促進するとともに、農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル地図を用いる等デジタル化の積極的な推進等により、農用地等の面積や土地利用に関する現況を適切に把握するものとする。

オ 推進体制の確立等

農業振興地域整備基本方針及び農業振興地域整備計画の変更に当たっては、地域の振興に関する諸計画との調和等制度の円滑かつ適正な運用を図るため、関係部局間の連携を図るとともに、必要に応じて、県においては農林業団体、市長会、町村会等、市町村においては関係農業団体、集落代表者等から意見を求めるものとする。

2 農業上の土地利用の基本的方向

(1) 青森農業振興地帯

本地帯は、青森市及び東津軽郡の1市1郡からなり、青森市を中心にむつ湾沿岸に発展した地帯で、南部には八甲田連峰を抱き、面積1,477km²で県全体の15.3%を占めている。気候は夏季冷涼で、「ヤマセ」の影響により農作物に被害を受けることが多い。

本地帯の産業別就業構成については、第1次産業4.1%、第2次産業14.2%、第3次産業81.7%と第1次産業が他地帯と比較して特に低いが、中核都市・青森市における第1次産業の占める割合が2.6%と低いことが影響している。青森市を除く郡部においては、逆に第1次産業が25.5と高くなっている。商業機能と都市機能が高まっていく中で、青森市への人口集積割合が年々増加しており、宅地化等による農用地のかい廃が多い現状にある。また、郡部においても非農業的土地需要により農用地面積が減少している。

今後、本地帯については、県庁所在地として地域産業の拠点的功能を担う青森市を中心に産業集積の維持・強化が図られ、都市化の進展がますます加速することが見込まれる。また、三内丸山遺跡やねぶた祭りを始め、八甲田山、夏泊半島、龍飛崎等の観光資源に恵まれており、高次の都市機能を持った地域開発が行われることが予想される。

したがって、本地帯の今後の農業上の土地利用については、農泊等による都市住民との交流を進めつつ、非農業的な土地利用及び観光資源等との調和を図りながら、トマトなど野菜・花き・畑作物の振興と稲作の経営合理化を図ること、果樹の振興を継続して図ること及び八甲田山ろくと津軽半島の山寄り地帯において草資源活用等による肉用牛振興を図ることを基本とする。

(2) 津軽農業振興地帯

本地帯は、弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市及び平川市並びに西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡及び北津軽郡の5市4郡からなり、面積3,351km²で県全体の34.7%を占めている。地域のほぼ中央部を岩木川が北流して日本海に注ぎ、流域は広大な津軽平野となり、一大穀倉地帯を形成している。気象は、日本海型気候を示し、夏季は気温が高く、冬季は積雪量が多い。

本地帯の人口は、市部、郡部ともに減少傾向にある。産業別就業構成割合を見ると、第1次産業18.0%、第2次産業18.4%、第3次産業63.6%であり、県全体と比較してみると第1次産業の比率が圧倒的に高い。農用地面積を県全体と比較した場合、水田・樹園地の比率が高く、本地帯が米とりんごの主産地であることを示し、本県農業の中核を成していると言える。

今後、本地帯については、北海道新幹線や津軽自動車道の整備促進等を通じた交流機能の拡大による地域の振興、世界自然遺産として登録されたブナの原生林・白神山地に代表される豊富な自然景観や弘前市のさくら祭りやねぷた祭り、五所川原市の立佞武多などの多くの観光資源の活用による観光振興が見込まれる。

したがって、本地帯の今後の農業上の土地利用については、魅力的な農業景観を生かした都市と農村との交流を進めながら、これまでの米、りんごの一大産地を維持するとともに、野菜等の高収益作物の導入などによる水田農業の再構築及び耕畜連携をもとにした畜産振興を図り、本県の主要な高生産性農業地帯を形成することを基本とする。

(3) 南部農業振興地帯

本地帯は、八戸市、十和田市及び三沢市並びに上北郡及び三戸郡の3市2郡からなり、面積3,401km²で県全体の35.3%を占めている。中小河川・湖沼が多く、それに沿った平野部以外は緩やかな台地を形成し、水田畑作地帯を形成している。気象は、夏季は「ヤマセ」による低温、日照不足の影響によって、水稻ではしばしば生育遅延や障害不稔の発生を招いており、太平洋沿岸において特にその影響が大きい。冬季は概して積雪量は少ない。

本地帯の産業別就業構成割合を見ると、第1次産業9.3%、第2次産業23.3%、第3次産業67.4%である。この地帯の中心都市である八戸市は、臨海型工業開発の拠点として本県の工業開発の一翼を担っており、さらに、六ヶ所村から三沢市に至る臨海部には、エネルギー関連施設が立地するむつ小川原開発地区があり、今後、更なる発展が期待されている。また、観光面では、十和田湖や小川原湖、奥入瀬溪流、八甲田連峰、種差海岸など多くの自然・観光資源を有しており、北海道新幹線や道路整備等を通じた地域振興が見込まれる。

この地帯の農業は、上北地域を中心として本県屈指の畑作地帯を形成しており、ながいも、にんにく、ごぼう、だいこん、葉たばこ等の生産とともに、畜産も盛んで、北部上北地域には酪農専業地帯が、また、三沢市周辺から八戸市へ至る太平洋岸には、養鶏や養豚の大規模経営が見られる。また、三戸地域では、水稻、野菜、果樹、畜産など多岐の分野にわたって、地域の特色に合わせた農業経営が展開されており、東北自動車道八戸線や重要港湾である八戸港等を利用した農産物の流通圏域の拡大が期待されている。

したがって、本地帯の今後の農業上の土地利用については、工業用地や国立公園など非農業的土地利用との調和を保ちながら、豊富な土地資源を活用した畑作と畜産が有機的に結びついた耕畜連携の下に高生産性農業の実現を図るとともに、農畜産物の多品目複合産地の形成や冬期間における多日照等の地域特性を生かした施設園芸の振興を図ることを基本とする。

(4) 下北農業振興地帯

本地帯は、むつ市及び下北郡の1市1郡からなり、面積1,415km²で県全体の14.7%を占めている。本州最北端に位置し、周囲を海で囲まれた半島地域であり、森林面積が全体の約8割を占めている。気象は、夏季冷涼で「ヤマセ」の影響を受けやすく、冬期間を含めて気象条件は県内の他地域以上に厳しい。

本地帯の人口は、減少の傾向を示している。産業別就業構成割合を見ると、第1次産業8.4%、第2次産業20.1%、第3次産業71.5%である。北海道新幹線、下北半島縦貫道路の整備促進により、豊富な土地資源と優れた自然景観、観光資源を活かした地域開発が期待されている。また、下北ブランド研究所による加工食品に関する調査研究等により、下北地域の特産品開発が進められている。

本地帯については、津軽海峡沿いにおける風力発電施設の立地並びに東通原子力発電所及び大間原子力発電所建設などリーディングプロジェクトを活用した地域振興が図られる中で、農村の生活環境基盤や農業生産基盤の整備が進められている。また、恐山や仏ヶ浦など豊富な観光資源を活用した地域振興と、農業産出額の過半を占める畜産の振興等との調和の上に、地域経済が発展することが期待されている。

したがって、本地帯の今後の農業上の土地利用については、リーディングプロジェクトや下北半島国定公園など非農業的土地利用との調和を図りながら、豊富な草資源を活用した肉用牛や酪農の生産振興を通して畜産経営の安定化に取り組むとともに、夏季冷涼な気象条件を生かした野菜や特産果樹等の振興を図ることを基本とする。

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項
 (法第4条第2項第2号)

法第3条の2により農林水産大臣が定めた「農用地等の確保等に関する基本指針」に基づき、農業振興地域の指定を相当とする地域は次のとおりである。

(指定予定地域)

農業振興地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
青森農業振興地帯	青森地域 青森市	青森市のうち都市計画法による市街化区域、用途地域及び臨港地区、港湾法による港湾隣接地域、自然公園法による国立公園の特別保護地区並びに開発して集团的農用地となり得ない森林区域等を除いた区域	ha 総面積 38,103 農用地面積 (11,368)	
	平内地域 平内町	平内町のうち都市計画法の用途地域、港湾法による臨港地区及び港湾隣接地域並びに開発して集团的農用地となり得ない森林区域を除いた区域	総面積 10,598 農用地面積 (1,725)	
	今別地域 今別町	今別町のうち開発して集团的農用地となり得ない森林区域を除いた区域	総面積 3,101 農用地面積 (623)	
	蓬田地域 蓬田村	蓬田村のうち開発して集团的農用地となり得ない森林区域を除いた区域	総面積 2,858 農用地面積 (1,296)	
	外ヶ浜地域 外ヶ浜町	外ヶ浜町のうち都市計画法の用途地域、自然公園法による国立公園の特別保護地区及び開発して集团的農用地となり得ない森林区域を除いた区域	総面積 3,799 農用地面積 (1,026)	
地帯計			総面積 58,459 農用地面積 (16,038)	

農業振興地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
津軽農業振興地帯	弘前地域 弘前市	弘前市のうち都市計画法による市街化区域、自然公園法による国立公園の特別保護地区及び開発して集団的農用地となり得ない森林区域等を除いた区域	ha 総面積 33,217 農用地面積 (14,593)	
	黒石地域 黒石市	黒石市のうち都市計画法の用途地域、自然公園法による国立公園の特別保護地区及び開発して集団的農用地となり得ない森林区域を除いた区域	総面積 8,055 農用地面積 (3,972)	
	五所川原地域 五所川原市	五所川原市のうち都市計画法の用途地域及び開発して集団的農用地となり得ない森林区域を除いた区域	総面積 19,791 農用地面積 (11,304)	
	つがる地域 つがる市	つがる市のうち都市計画法の用途地域及び港湾法による港湾隣接地域を除いた区域	総面積 23,510 農用地面積 (14,411)	
	平川地域 平川市	平川市のうち都市計画法による市街化区域、自然公園法による国立公園の特別保護地区及び開発して集団的農用地となり得ない森林区域を除いた区域	総面積 12,584 農用地面積 (4,950)	
	鱒ヶ沢地域 鱒ヶ沢町	鱒ヶ沢町のうち都市計画法の用途地域、港湾法による港湾隣接地域及び開発して集団的農用地となり得ない森林区域を除いた区域	総面積 13,703 農用地面積 (2,996)	
	深浦地域 深浦町	深浦町のうち港湾法による港湾隣接地域、自然公園法による国立公園の特別保護地区及び開発して集団的農用地となり得ない森林区域を除いた区域	総面積 11,715 農用地面積 (2,208)	
	西目屋地域 西目屋村	西目屋村のうち開発して集団的農用地となり得ない森林区域等を除いた区域	総面積 4,124 農用地面積 (406)	
	藤崎地域 藤崎町	藤崎町のうち都市計画法による市街化区域を除いた区域	総面積 3,545 農用地面積 (2,600)	

農業振興地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
津軽農業振興地帯	大鱈地域 大鱈町	大鱈町のうち都市計画法による市街化区域及び開発して集团的農用地となり得ない森林区域を除いた区域	ha 総面積 8,741 農用地面積 (1,848)	
	田舎館地域 田舎館村	田舎館村のうち都市計画法による市街化区域を除いた区域	総面積 2,087 農用地面積 (1,605)	
	板柳地域 板柳町	板柳町のうち都市計画法の用途地域を除いた区域	総面積 3,954 農用地面積 (2,924)	
	鶴田地域 鶴田町	鶴田町のうち都市計画法の用途地域を除いた区域	総面積 4,472 農用地面積 (3,245)	
	中泊地域 中泊町	中泊町のうち自然公園法による国定公園の特別保護地区及び開発して集团的農用地となり得ない森林区域を除いた区域	総面積 8,458 農用地面積 (3,931)	
地帯計			総面積 157,956 農用地面積 (70,993)	

農業振興地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
南 部 農 業 振 興 地 帯	八戸地域 八戸市	八戸市のうち都市計画法による市街化区域及び臨港地区並びに港湾法による港湾隣接地域等を除いた区域	ha 総面積 24,031 農用地面積 (4,657)	
	十和田地域 十和田市	十和田市のうち都市計画法の用途地域、自然公園法による国立公園の特別保護地区、港湾法による港湾隣接地域及び開発して集团的農用地となり得ない森林区域を除いた区域	総面積 34,670 農用地面積 (12,524)	
	三沢地域 三沢市	三沢市のうち都市計画法の用途地域等を除いた区域	総面積 8,138 農用地面積 (3,852)	
	野辺地地域 野辺地町	野辺地町のうち都市計画法の用途地域及び臨港地区、港湾法による港湾隣接地域並びに開発して集团的農用地となり得ない森林区域を除いた区域	総面積 4,950 農用地面積 (465)	
	七戸地域 七戸町	七戸町のうち都市計画法の用途地域及び開発して集团的農用地となり得ない森林区域等を除いた区域	総面積 16,412 農用地面積 (5,943)	
	六戸地域 六戸町	六戸町のうち都市計画法の用途地域を除いた区域	総面積 7,514 農用地面積 (3,532)	
	横浜地域 横浜町	横浜町のうち開発して集团的農用地となり得ない森林区域を除いた区域	総面積 7,384 農用地面積 (2,789)	
	東北地域 東北町	東北町のうち都市計画法の用途地域及び開発して集团的農用地となり得ない森林区域を除いた区域	総面積 19,946 農用地面積 (8,554)	
	六ヶ所地域 六ヶ所村	六ヶ所村のうち都市計画法による市街化区域及び臨港地区、港湾法による港湾隣接地域並びに開発して集团的農用地となり得ない森林区域等を除いた区域	総面積 10,340 農用地面積 (4,171)	

農業振興地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
南部農業振興地帯	おいらせ地域 おいらせ町	おいらせ町のうち都市計画法による用途地域を除いた区域	ha 総面積 6,463 農用地面積 (3,007)	
	三戸地域 三戸町	三戸町のうち都市計画法の用途地域及び開発して集团的農用地となり得ない森林区域を除いた区域	総面積 12,593 農用地面積 (3,385)	
	五戸地域 五戸町	五戸町のうち都市計画法の用途地域を除いた区域	総面積 16,267 農用地面積 (5,008)	
	田子地域 田子町	田子町のうち開発して集团的農用地となり得ない森林区域を除いた区域	総面積 13,780 農用地面積 (2,788)	
	南部地域 南部町	南部町のうち都市計画法の用途地域及び開発して集团的農用地となり得ない森林区域を除いた区域	総面積 14,182 農用地面積 (4,772)	
	階上地域 階上町	階上町のうち都市計画法の用途地域及び開発して集团的農用地となり得ない森林区域を除いた区域	総面積 6,730 農用地面積 (1,433)	
	新郷地域 新郷村	新郷村のうち開発して集团的農用地となり得ない森林区域を除いた区域	総面積 11,045 農用地面積 (2,092)	
地帯計			総面積 214,445 農用地面積 (68,972)	

農業振興地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
下北農業振興地帯	むつ地域 むつ市	むつ市のうち都市計画法の用途地域及び臨港地区、港湾法による港湾区域及び港湾隣接地域、自然公園法による国定公園の特別保護地区並びに開発して集团的農用地となり得ない森林区域等を除いた区域	ha 総面積 24,469 農用地面積 (3,572)	
	大間地域 大間町	大間町のうち港湾法による臨港地区及び港湾隣接地域並びに開発して集团的農用地となり得ない森林区域を除いた区域	総面積 1,959 農用地面積 (469)	
	東通地域 東通村	東通村のうち港湾法による港湾隣接地域及び開発して集团的農用地となり得ない森林区域等を除いた区域	総面積 18,107 農用地面積 (2,917)	
	風間浦地域 風間浦村	風間浦村のうち開発して集团的農用地となり得ない森林区域を除いた区域	総面積 1,971 農用地面積 (132)	
	佐井地域 佐井村	佐井村のうち自然公園法による国定公園の特別保護地区及び開発して集团的農用地となり得ない森林区域を除いた区域	総面積 2,369 農用地面積 (502)	
地帯計			総面積 48,875 農用地面積 (7,592)	
県計			総面積 479,735 農用地面積 (163,595)	

- 注) 1 この表中指定予定地域名、市町村名及び指定予定地域の規模（農用地面積）は、令和5年12月31日現在のものである。
- 2 この表中農用地面積は参考のため掲げたものである。
- 3 総面積、農用地面積は、四捨五入の関係で計が一致しない場合がある。

第3 基本的事項（法第4条第2項第3号）

1 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項（法第4条第2項第3号イ）

（1）農業生産基盤の整備及び開発の方向

本県における農業生産基盤の整備及び開発は、原則として農用地区域を対象に、農業の競争力強化を図るのに必要な担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を推進するために強力に実施する。

このため、水田地帯における農作業の省力化と生産コストの低減を図る農地の大区画化や、高収益作物を中心とした営農体系への転換を可能とする排水改良を推進し、畑作地帯における畑地かんがい施設の導入や農道整備などを推進する。

また、これらの農業生産基盤や農村地域の防災・減災対策として、基幹的農業水利施設の長寿命化への取組や洪水・地震などの被害を防止する取組を推進する。

なお、これらの事業の展開に当たっては、農村の振興、担い手への支援・育成及び環境との調和について配慮するとともに、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能（以下「多面的機能」という。）が適切かつ十分に発揮されるよう留意しながら進める。

以上の基本的な方向に基づき、各農業振興地帯別にその整備及び開発の方向を示すと、次のとおりである。

（2）農業振興地帯別の構想

ア 青森農業振興地帯

「田」の整備

（ア）水田の汎用化・畑地化に対応する排水改良を進める。

（イ）高性能機械等による農作業効率の向上に対応するため、ほ場の大区画化を進める。

（ウ）ほ場の整備に併せて担い手への農地の集積・集約化を進める。

「樹園地」の整備

（ア）農道を中心とする生産基盤の整備を進める。

（イ）防除用水等の確保のための施設の整備を進めるほか、土壌改良も併せて行う。

「畑」の整備

（ア）農道を中心とする生産基盤の整備を進める。

（イ）土壌改良を進める。

「採草放牧地」の整備

（ア）飼料自給率向上を図るための草地更新を進める。

（イ）牧道その他利用施設の整備を進める。

イ 津軽農業振興地帯

「田」の整備

（ア）施設の更新を基本目標として、基幹用排水施設の整備を進める。

（イ）水田の汎用化・畑地化に対応する排水改良を進める。

- (ウ) 高性能機械等による農作業効率の向上に対応するため、ほ場の大区画化を進める。
- (エ) 洪水被害を受け、又は受けるおそれのある地域については、防災施設の整備を進める。
- (オ) ほ場の整備に併せて担い手への農地の集積・集約化を進める。

「樹園地」の整備

- (ア) 農道を中心とする生産基盤の整備を進める。
- (イ) 排水不良園については、暗きょ排水等による排水改良を進める。
- (ウ) 防除用水等の確保のための施設の整備を進めるほか、土壌改良も併せて行う。

「畑」の整備

- (ア) 農道を中心とする生産基盤の整備を進める。
- (イ) 土壌改良を積極的に進める。

「採草放牧地」の整備

- (ア) 飼料自給率向上を図るための草地更新を進める。
- (イ) 牧道その他利用施設の整備を進める。

ウ 南部農業振興地帯

「田」の整備

- (ア) 施設の更新を基本目標として、基幹用排水施設の整備を進める。
- (イ) 水田の汎用化・畑地化に対応する排水改良を進める。
- (ウ) 高性能機械等による農作業効率の向上に対応するため、ほ場の大区画化を進める。
- (エ) 洪水被害を受け、又は受けるおそれのある地域については、防災施設の整備を進める。
- (オ) ほ場の整備に併せて担い手への農地の集積・集約化を進める。

「樹園地」の整備

- (ア) 農道を中心とする生産基盤の整備を進める。
- (イ) 防除用水等の確保のための施設の整備を進めるほか、土壌改良も併せて行う。

「畑」の整備

- (ア) 高性能機械等による畑作生産に対応するため、ほ場の整備・集団化、農道の整備等を中心とする生産基盤の整備を進める。
- (イ) 土壌改良を積極的に進める。

「採草放牧地」の整備

- (ア) 飼料自給率向上を図るための草地更新を進める。
- (イ) 牧道その他利用施設の整備を進める。

エ 下北農業振興地帯

「田」の整備

- (ア) 水田の汎用化・畑地化に対応する排水改良を進める。
- (イ) ほ場の整備に併せて担い手への農地の集積・集約化を進める。

「畑」の整備

- (ア) 農道を中心とする生産基盤の整備を進める。
- (イ) 土壌改良を積極的に進める。

「採草放牧地」の整備

(ア) 飼料自給率向上を図るための草地更新を進める。

(イ) 牧道その他利用施設の整備を進める。

(3) 広域整備の構想

ア 用排水施設の新設・改良

国営事業で新設・改良された基幹的農業水利施設を軸として、それに附帯する県営事業及び団体営事業を推進する。

イ 区画整理等のほ場の整備

担い手の育成や生産性の向上を目的とする水田の整備は、用排水改良と並んで農業生産基盤整備の要となる事業であることから、再整備地区を含め未整備地区の新規事業化を図りながら継続地区の早期効果発現を図る。

ウ 農道整備

農業生産活動や農村生活を支えるインフラを確保するため、農道の保全対策等の取組を推進する。

2 農用地等の保全に関する事項（法第4条第2項第3号ロ）

(1) 農用地等の保全の方向

農用地等は、単に食料供給力の維持・確保に欠くことのできない農業生産の基礎的な資源であることにとどまらず、農村で農業生産活動が行われることによる国土の保全や水源のかん養、自然環境の保全等の多面的機能の発揮に貢献しており、一度荒廃化すると周辺農用地へ悪影響を及ぼすことはもとより、耕作可能な農用地への復旧には多大な投資と労力を要することから、今後ともその保全に努めていく必要がある。

このため、他の土地利用関係法令との調整を図りながら、優良農地として保全すべき区域を明確にし、農用地の無秩序な廃を防止するとともに、荒廃農地の発生の防止・解消を図る。

農用地等の保全に際しては、土地所有者等の意向を踏まえ、農地中間管理事業を通じた賃借等を推進し、担い手への農地の集積・集約化を進めることにより荒廃農地の発生を防止するとともに、遊休農地に関する土地利用についての勧告制度等の厳格な運用を推進する。

また、農業従事者の減少や高齢化が進行する中で、認定農業者等の担い手の育成とこれらへの農用地の集積・集約化の促進を図るほか、地域の実情に応じた集落営農等による地域農業の維持・継続を確保し、農用地等の保全に寄与する基盤整備を推進する。

以上の基本的な方向に基づき、各農業振興地帯別に農用地等の保全の方向を示すと、次のとおりである。

ア 青森農業振興地帯

本地帯の平たん部は、青森市を中心として都市化の進展が著しく、農用地と宅地の混在化、販売農家の減少と担い手の高齢化が進んでいることから、農用地等として保全すべき区域を明確にするとともに、水稻、りんご、野菜を中心とした産地を維持しつつ地域の農業の担い手を育成し、これらへの農用地の集積・集約化を促進することにより農用地等の

保全を図る。

また、本地帯の中山間地域においては、人口流出や高齢化による農業就業者の減少により管理が不十分な農用地が増加してきている。このため、りんご園地の改植等による生産力の強化、省力技術の導入などによる生産コストの低減を図るなど、地域農業を維持・継続し、農用地等の保全を図る。

イ 津軽農業振興地帯

本地帯の平たん部は、米とりんごの一大産地を形成しており、大規模農家が増加してきている。しかしながら、市部を中心に都市化が進展し、農用地と宅地の混在化、販売農家の減少と担い手の高齢化が進んでいることから、農用地等として保全すべき区域を明確にするとともに、地域の農業の担い手を育成し、これらへの農用地の集積・集約化を促進することにより農用地等の保全を図る。

また、本地帯の中山間地域においては、人口流出や高齢化による農業就業者の減少により管理不十分な農用地が増加してきている。このため、りんご園地の生産力の増強、省力化技術の導入などによる生産コストの低減、特産果樹導入による果樹複合経営及び肉用牛経営の合理化の推進などを図るとともに、高冷地においては野菜・花き産地の育成・強化を推進することによって、地域農業を維持・継続し、農用地等の保全を図る。

ウ 南部農業振興地帯

本地帯の平たん部は、上北地域を中心として本県屈指の畑作地帯を形成しており、水稻と野菜を基幹とする複合経営が行われている。また三戸地域では、水稻・野菜・果樹・畜産など様々な作目に取り組みしており多様な形態の複合経営が行われている。

一方では、八戸新産業都市及びむつ小川原地区における工業開発により、農用地と宅地の混在化、販売農家の減少と担い手の高齢化が進んでいることから、農用地等として保全すべき区域を明確にするとともに、地域の農業の担い手を育成し、これらへの農用地の集積・集約化を促進することにより農用地等の保全を図る。

また、本地帯の中山間地域においては、人口流出や高齢化による農業就業者の減少により管理が不十分な農用地が増加してきている。このため、酪農・肉用牛生産の経営基盤の強化を図るとともに、耕種部門と畜産部門が結び付いた耕畜連携の取組による有機農産物づくりを進め、地域農業を維持・継続し、農用地等の保全を図る。

エ 下北農業振興地帯

森林面積が全体の約8割を占める本地帯は、肉用牛・乳用牛とも県内有数の飼養頭数を有している。また、人口流出や高齢化による農業就業者の減少により管理が不十分な農用地が増加してきている。

このため、耕種部門と畜産部門が結び付いた耕畜連携の取組による有機農産物づくりを進め、夏季の冷涼な気象を生かした野菜の生産拡大や観光産業と結び付いた農業を推進することにより、地域農業を維持・継続し、農用地等の保全を図る。

(2) 農用地等の保全のための事業

豪雨、洪水、地震などの災害から農地・農業用施設を守り、農業・農村の防災・減災、強靱

化を図るため、ため池等整備事業、地すべり対策事業、海岸保全施設整備事業等を積極的に実施する。

農用地等として保全すべき区域における荒廃農地については、所有者等による耕作を促すとともに、ほ場整備事業等の実施により荒廃農地の農地への解消を図った上で、担い手や新規就農者への集積・集約化により農用地等としての保全を図る。

また、中山間地域等の耕作条件が不利な農用地等については、農業生産基盤整備を進めることにより農用地等としての保全を図る。

(3) 農用地等の保全のための活動

農用地等は食料その他の農産物を供給する機能及び農村で農業生産活動が行われることを通じて多面的機能の発揮に貢献していることから、荒廃農地の発生防止・解消は、土地所有者個人の問題にとどまらず、地域全体の問題であるという意識改革が不可欠である。このため、県民に対し、農用地等の有するこれらの役割が身近な問題として理解されるような啓発活動を進める。

また、担い手が不足している地域においては、地域の実情に応じ、集落営農組織や農業法人等の育成を図りながら、農用地等の保全に努める。

中山間地域等においては、人口減少や高齢化が進行する中、平地と比べ農業の生産条件が不利な地域が多いことから、荒廃農地の発生等により多面的機能の低下が懸念されている。

このため、中山間地域等直接支払制度などを活用し、担い手の育成等による集落ぐるみの農業生産の維持を通じて、多面的機能を確保する。

3 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項（法第4条第2項第3号ハ）

(1) 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向

本県の農業生産の増大と生産性の向上を図るためには、土地資源の有効利用を基本としつつ、担い手への農用地の集積・集約化による土地利用型農業の体質強化を中心に、農業構造の改善を図っていくことが必要である。

このため、県下各地帯の特性を生かした営農類型を目標に、農地中間管理事業をはじめ、農地移動適正化あっせん事業及び農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業等の各種農地流動化施策を積極的に活用し、担い手への農地の集積・集約化を促進するとともに、企業的経営手法を取り入れながら、地域ぐるみで農業生産に取り組む地域営農の企業化を推進し、荒廃農地の解消、農用地の計画的な利用及び機械の共同利用等による農作業の効率化や地力の維持増進に向けた耕種農家と畜産農家の連携等を促進する。

このような観点に立って、目標とすべき経営規模及びその方向を各地帯ごとに示すと、次のとおりである。

(2) 農業振興地帯別の構想

ア 青森農業振興地帯

本地帯の農業は、青森市を中心とした都市化の進展に伴う水稲、畑作物、野菜及び花きを主体とした都市近郊型農業や青森市浪岡地域の果樹農業が主体をなしている。

今後、都市部への人口集積率は高まるものと予想されるが、人口減少社会の到来に伴い都市部における生鮮食料品等の需要は減少していくものと見込まれる。

したがって、本地帯においては、都市周辺部から郡部の平場地帯にかけての農地の担い手への集積・集約化を促進するとともに、農作業の受委託等により稲作の経営合理化等を図りつつ、汎用田等を利用した高収益野菜等の導入を促進し、農業所得の向上を図る。また、浪岡地域においては、水田作業の受託及び農作業の共同化等、経営の合理化を積極的に進め、余剰労働力をりんご栽培へ投入することにより、効率的な作業の実施を図る。さらに、ほ場整備や各種農地流動化施策を通じて農用地の集積・集約化を積極的に進め、担い手の規模拡大が図られるよう十分に配慮する。

また、青森市の背後地の八甲田山ろくから郡部にかけての山手一帯は草資源に恵まれていることから、公共牧場を活用しながら肉用牛を主体に畜産振興を図る。

このため、今後の発展が期待される営農形態としては、水稲、畑作物、野菜、果樹及び花きの複合経営並びに果樹単一経営が主体をなすと考えられ、この場合の担い手農家等が目標とすべき営農類型は、次のとおりである。

水稲単一経営	21.0ha（主食用米21.0ha）
野菜・水稲複合経営①	14.7ha（トマト0.2ha、主食用米14.5ha）
野菜・水稲複合経営②	12.8ha（ねぎ0.8ha、主食用米12.0ha）
果樹単一経営	2.1ha（りんご2.1ha）
果樹・水稲複合経営	4.8ha（りんご1.8ha、主食用米3.0ha）

イ 津軽農業振興地帯

本地帯の農業は、米及びりんごを基幹作物とした本県有数の農業地帯を形成しており、団体的優良農地も確保されていることから、高生産性農業の実現が期待されている。

このため、担い手農家を主体とした農地所有適格法人や農業生産組織等の育成を推進し、農業生産組織の再編強化とほ場整備を契機とした経営規模の拡大を図ることによって、土地利用型農業の体質強化を積極的に進めていくことが必要である。

したがって、本地帯のうち、中弘南黒地域等の米とりんごを主産地とする地帯においては、水田作業の受委託及び農作業の共同化等、経営の合理化を積極的に進め、余剰労働力をりんご栽培へ投入することにより、効率的な作業の実施を図る。

また、北津軽郡から西津軽郡にかけての水田地帯においては、特に担い手農家を主体とした高能率生産組織等による農作業の共同化及び受委託を推進するとともに、利用権の設定等を強力に推進し稲作経営規模の拡大を図り、担い手農家を中心とした高能率稲作経営の実現を図る。また、水田の汎用化・畑地化も進め、野菜、畑作物等の導入・定着化を促

進し、農業生産の拡大を図る。

なお、本地帯の山寄りの地帯と西津軽郡の屏風山地帯については、野菜・花きの振興を図ることとし、公共牧場の再編・整備や未利用地の有効活用等も含めた土地利用の高度化を進め、農業生産の拡大を図る。

このため、今後の発展が期待される営農形態としては、水稻、りんご、野菜、花き及び肉用牛を主体に、単一又はそれぞれの部門を組み合わせた複合経営が主体をなすと考えられ、この場合の担い手農家等が目標とすべき営農類型は、次のとおりである。

<西 北 地 域>

野菜・水稻複合経営①	9.8ha（トマト0.5ha、ブロッコリー1.3ha、主食用米6.0ha、大豆（委託）2.0ha）
野菜・水稻複合経営②	14.3ha（スイカ0.4ha、メロン（雨よけ）1.7ha、メロン（ハウス）0.2ha、主食用米10.0ha、大豆（委託）2.0ha）
野菜・水稻複合経営③	9.13ha（ねぎ0.7ha、にんにく0.32ha、にんにく種子0.11ha、主食用米6.0ha、大豆（委託）2.0ha）
水稻単一経営①	主食用米13.0ha、わら収集13.0ha
水稻単一経営②	18.0ha（主食用米6.0ha、大豆特定作業受託（組織構成員）12.0ha）
果樹・水稻複合経営①	4.8ha（りんご1.8ha、主食用米3.0ha）
果樹・水稻複合経営②	8.1ha（ぶどう2.1ha、主食用米6.0ha）
花き・水稻複合経営①	6.4ha（トルコギキョウ0.2ha、ストック0.2ha、主食用米6.0ha）
花き・水稻複合経営②	6.6ha（夏秋ギク0.3ha、秋ギク0.1ha、小ギク0.2ha、主食用米6.0ha）
肉用牛・水稻複合経営	肉用牛（繁殖18頭）、飼料作物3.2ha、主食用米3.0ha、飼料用米6.0ha、わら収集10.0ha

<中弘南黒地域>

水稻単一経営	21.0 ha（主食用米15.0ha、大豆6.0ha）
野菜・水稻複合経営①	12.4 ha（主食用米12.0ha、夏秋トマト0.4ha）
野菜・水稻複合経営②	10.26ha（主食用米10.0ha、冬春いちご0.2ha、いちご育苗0.06ha）
野菜单一経営①	5.7 ha（にんじん3.0ha、だいこん2.5ha、キャベツ0.1ha、はくさい0.1ha）
野菜单一経営②	0.25 ha（ミニトマト0.25ha）
野菜・水稻複合経営③	6.1 ha（にんにく0.6ha、にんにく種子0.2ha、アスパラガス0.3ha、主食用米5.0ha）
花き・水稻複合経営	5.6ha（トルコギキョウ0.4ha、ヒマワリ0.2ha、主食用米

	5.0ha)
果樹単一経営	2.0ha (りんご2.0ha)
果樹複合経営	2.0ha (りんご1.8ha、もも0.2ha)
果樹・野菜複合経営①	2.0ha (りんご1.6ha、夏秋トマト0.4ha)
果樹・野菜複合経営②	1.9ha (りんご1.8ha、ピーマン0.1ha)

ウ 南部農業振興地帯

本地帯の北部に位置する上北地域においては、水稻とながいも、にんにく等の野菜が基幹となった複合経営が行われ、また、畜産については、肉用牛・乳用牛とも県内最多の飼養頭数を有している。一方、南部に位置する三戸地域においては、トマト、いちご等の野菜産地やりんご、ぶどう、おうとう等の果樹産地が形成されている。

今後は、県外流通圏域の更なる拡大に伴い、産地間競争に耐え得る生産出荷体制の強化が必要となり、既成産地の外延的拡大と新産地育成を図ることが重要である。

したがって、本地帯は、野菜・花き、果樹、畜産及び水稻部門を組み合わせた経営の複合化を基本に、各部門間で労力及び機械利用の効率化を図るほか、畜産部門と耕種部門との連携を図り、連作障害を回避するための地力増強対策を推進する等合理的な営農の実現を図る。

このため、輪作を含めた作付体系の合理化等土地利用方式の改善を進める必要があるため、ほ場整備や各種流動化施策を通じて、担い手農家や集落型農業生産法人を中心とした土地利用調整活動を積極的に促進し、経営規模の拡大と農用地の集団化を図る。

今後の発展が期待される営農形態としては、酪農又は野菜の単一経営と畑作、果樹、肉用牛及び水稻を組み合わせた複合経営が主流を成すと考えられ、この場合の担い手農家等が目標とすべき営農類型は、次のとおりである。

<上北地域>

野菜・水稻複合経営①	5.13ha (ながいも0.8ha、ながいも種子0.2ha、ごぼう0.3ha、にんにく0.4ha、にんにく種子0.13ha、ねぎ0.3ha、主食用米3.0ha)
野菜・水稻複合経営②	4.26ha (にんにく0.8ha、にんにく種子0.26ha、トマト0.2ha、主食用米3.0ha)
野菜单一経営①	7.0ha (だいこん2.5ha、にんじん1.0ha、加工用キャベツ2.5ha、ばれいしょ1.0ha)
野菜单一経営②	2.2ha (ながいも0.8ha、ながいも種子0.2ha、こかぶ1.2ha)
酪農単一経営	飼料作物18.0ha、乳用牛40頭
肉用牛・野菜・水稻複合経営	飼料作物3.2ha、肉用牛23頭、主食用米2.0ha、飼料用米1.0ha
水稻・畑作物複合経営	23.0ha (主食用米9.0ha、飼料用米6.0ha)、大豆4.0ha、そば2.0ha、小麦2.0ha

<三戸地域>

野菜・水稲複合経営①	3.25ha (ながいも1.0ha、ながいも種子0.25ha、にんにく0.3ha、にんにく種子0.1ha、ごぼう0.6ha、主食用米1.0ha)
野菜・水稲複合経営②	1.5ha (トマト0.3ha、ねぎ0.6ha、主食用米0.6ha)
野菜・水稲複合経営③	0.99ha (いちご0.3ha、いちご苗0.09ha、主食用米0.6ha)
果樹・水稲複合経営	2.5ha (りんご1.8ha、おうとう0.1ha、主食用米0.6ha)
果樹・野菜複合経営	2.0ha (りんご1.2ha、西洋なし0.4ha、ねぎ0.4ha)
工芸作物・水稲複合経営	3.2ha (葉たばこ2.2ha、主食用米1.0ha)
酪農単一経営	飼料作物17.5ha、乳用牛40頭
肉用牛・水稲複合経営	飼料作物3.2ha、肉用牛20頭、主食用米3.0ha

エ 下北農業振興地帯

本地帯の農業は、畜産を除き自給的な性格が強く、担い手の割合も低い状況にある。このため、本地帯においては、酪農や肉用牛の畜産振興のほか、夏季冷涼な気象条件を生かした野菜等の生産拡大を図っていくことが課題となっており、畜産については、公共牧場等の豊富な草資源を活用した大規模経営を目指すほか、野菜については、施設野菜や地域特産野菜を主体に生産の振興を図る。

したがって、生産性の低い農地における他作物への転換及び農業生産の安定確保を図るとともに、法に基づく利用権の設定等により、担い手農家への農用地の集積・集約化を積極的に進め、担い手農家等の経営規模の拡大の実現を図る。

今後の発展が期待される営農形態及び営農類型は、次のとおりである。

野葉単一経営①	0.3ha (夏秋いちご0.3ha)
野葉単一経営②	0.52ha (夏秋いちご0.2ha、にんにく0.24ha、にんにく種子0.08ha)
野葉単一経営③	1.22ha (トマト0.15ha、ほうれんそう0.15ha、かぼちゃ0.5ha、にんにく0.32ha、にんにく種子0.1ha)
野葉単一経営④	0.95ha (トマト0.35ha、きゅうり0.15ha、ほうれんそう0.45ha)
肉用牛・野菜複合経営	草地3.2ha、肉用牛25頭、そば3ha、主食用米1ha
酪農単一経営	草地19.0ha、乳用牛40頭 (経産)
野菜・果樹複合経営	1.22ha (トマト0.2ha、ほうれんそう0.2ha、にんにく0.32ha、にんにく種子0.1ha、ブルーベリー0.4ha)

4 農業の近代化のための施設の整備に関する事項 (法第4条第2項第3号ニ)

(1) 重点作目別の構想

ア 水稲

水稲については、健康な土づくりの推進などにより食味・品質の高位平準化を図るとともに、経営所得安定対策等の対象である飼料用米や米粉用米などの新規需要米の拡大を図るため、担い手への水田の集積・集約化の促進、ほ場の大区画化に対応した大型機械作業体系の導入や省力技術の開発普及による低コスト生産、新たな加工用設備の導入を推進する必要がある。

イ 畑作物

麦・大豆については、水田における転作作物として生産拡大を進め、実需者ニーズに沿った良品質・安定的な生産を図るとともに、作付けの団地化や担い手への農地の集積・集約化を進め、大規模化による低コスト生産に努める必要がある。

このため、それぞれの産地の実態に即した大型機械の導入、大規模乾燥調製貯蔵施設等の設置を推進する。

ウ りんご

市場流通を基本としながら、品質管理の徹底や計画出荷の推進による競争力強化と宣伝活動の充実による販売促進を図り、労働生産性向上のため、機械化体系の導入を見据えた栽植密度や樹形など栽培方法の選択の幅を広げるとともに、園地整備や収穫・運搬など作業機械の開発・普及による軽労化を図る。

また、新たな担い手の確保・育成では、次世代への経営継承を推進するため、農地中間管理機構と連携し、第三者継承など多様な担い手への円滑な園地継承を進めるとともに、産地や市町村、県が一体となり園地として維持管理する仕組みづくりにより、生産力の維持を図る。

さらに、機械化体系の導入には、共同防除組織等の多機能化に向けた取組を推進する。

エ 特産果樹

生産技術の高位平準化とともに市町村を越えた産地の広域化、流通の共同化、市場競争力の強化を図りながら、特徴ある産地を育成・強化し、主産県と同等に競争できる産地体制を構築する必要がある。このため、消費者ニーズに対応した良食味品種の生産拡大、施設栽培による品質向上、低樹高栽培による作業の軽労化を推進するほか、予冷・貯蔵施設等の整備を進め、集出荷体制の強化を図る。

オ 野菜

消費者から新鮮で、安全・安心な野菜を安定的に供給することが期待されているため、ながいも、にんにく等の基幹品目の高品質化や気象条件など地域特性を生かした夏秋いちご等の戦略品目の産地化を進めながら、計画的な生産出荷や加工業務需要に対応できる産地の育成を推進するとともに、出荷管理に必要な情報システム、予冷・保冷貯蔵、選別・調製機能等を持った集出荷施設の整備を図る。

また、露地野菜については、省力化・低コスト化を進めるため、経営規模の拡大、多目的作業機や収穫機の導入などによる機械化一貫作業体系の確立を推進する。施設野菜については、経営規模の拡大を進めるとともに、低コスト耐候性ハウスやかん水、施肥などの自動化装置の導入を進め、生産コストの低減を図る。さらに、産地直売などの地場流通に対応するため、都市近郊や中山間地域における生産体制の整備を図る。

カ 花き

花きについては、経済の冷え込みに起因する消費の低迷や国内外の産地間競争が一層厳しさを増している中で、県開発オリジナル品種や本県の夏季冷涼な気象条件を生かした有望品目の生産拡大が見込めることから、花き市場の大型化に対応した生産及び集出荷体制の整備を進め、耐雪型パイプハウス等生産施設の整備、「冬」の省エネ・脱石油対策を推進して周年産地を育成し、県産花きの市場競争力の向上を図る。

キ 畜産

畜産については、安全・安心で良質な畜産物の安定供給と地域社会や自然環境と調和した生産を推進するため、家畜排せつ物の適正な管理及び堆肥化による健康な土づくりを促進し、自然循環機能を発揮した持続型農業を支援する必要がある。このため、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、家畜排せつ物を適正に管理するとともに良質堆肥の生産と耕種部門への供給に努める。

また、生産の合理化を図るため、農場HACCPなど高度な衛生管理や高性能機械・近代化施設の整備を促進する。

以上の基本的方向に基づき、各農業振興地帯別にその整備の基本的方針を示すと、次のとおりである。

(2) 農業振興地帯別の構想

ア 青森農業振興地帯

本地帯においては、地帯の農業振興の基本的方向に則し、米、麦・大豆、野菜、花き、りんご、肉用牛等を重点作目とし、これらに係る今後の農業技術、生産体制の在り方及び農業近代化施設整備の方針は次のとおりである。

- 米：食味・品質の評価の高い青天の霹靂の作付面積拡大や栽培技術の向上、低コスト稲作生産の確立を図るとともに、水田利用率の向上に向け飼料用米等の新規需要米生産を拡大する。このため、担い手を中心とした農作業受託組織や農業法人を育成するとともに、高性能農業機械・施設等の効率的利用を促進する。
- 麦・大豆：実需者ニーズに沿った良品質麦・大豆の生産拡大を図る。このため、大型機械や乾燥調製貯蔵施設等の設置・整備を図る。
- 野菜：青森市を主体とする都市部への供給地として、トマト、ピーマン、ねぎ等の産地育成を図る。このため、パイプハウス等生産施設や集出荷施設等の整備を図る。
- 花き：青森市を主体とする都市部への供給地として、輪ギク、カーネーション、トルコギキョウ等の産地拡大を図る。このため、生産組織を強化し、パイプハウス等生産施設や集出荷体制の整備を図る。
- りんご：高密度植わい化栽培など省力樹形や機械作業体系の導入による労働生産性向上、新たな担い手の確保・育成による労働力不足の克服、園地・樹体も含めた次世代への円滑な経営継承を推進する。同時に、自然災害、鳥獣被害、病害虫、

気候変動などの経営を脅かすリスク回避のため、農業経営収入保険等への加入促進に加え、農作業事故の発生防止に取り組む。

肉用牛： 八甲田山ろく及び津軽半島の山寄り地帯の草資源の活用に加えて、転作田や荒廃農地等の有効活用により、繁殖・肥育の一貫生産を推進して肉用牛の生産拡大に努める。このため、公共牧場の再編や草地の整備、草地管理用機械・施設の導入を進める。また、畜産農協や肉用牛ヘルパー利用組合等の組織力を生かして集出荷体制を強化する。

イ 津軽農業振興地帯

本地帯においては、地帯の農業振興の基本的方向に則し、米、麦・大豆、りんご、ぶどう、もも、野菜、花き、肉用牛、豚等を重点作物とし、これらに係る今後の農業技術、生産体制の在り方及び農業近代化施設整備の方針は次のとおりである。

米： 食味・品質の評価の高い青天の霹靂の作付面積拡大や栽培技術の向上、低コスト稲作生産の確立を図るとともに、西北五地域においては、水田利用率の向上に向け飼料用米等の新規需要米の生産を拡大する。このため、担い手を中心とした生産組織の育成・強化を図るほか、高性能農業機械・施設等の効率的利用を図る。また、米の品質向上と流通の合理化を推進するため、地域の米の乾燥調製のあり方について再検討した上で大規模乾燥調製貯蔵施設等の再編・整備を図る。

麦・大豆： 実需者ニーズに沿った良品質麦・大豆の生産拡大を図る。このため、大型機械や乾燥調製貯蔵施設等の設置・整備を図る。

りんご： 高密度植わい化栽培など省力樹形や機械作業体系の導入による労働生産性向上、新たな担い手の確保・育成による労働力不足の克服、園地・樹体も含めた次世代への円滑な経営継承を推進する。同時に、自然災害、鳥獣被害、病害虫、気候変動などの経営を脅かすリスク回避のため、農業経営収入保険等への加入促進に加え、農作業事故の発生防止に取り組む。

ぶどう： 「シャインマスカット」などの大粒系品種は、高品質安定生産に向けた簡易ハウス等の導入を進めながら、栽培技術の向上や長期貯蔵技術の普及に向けた取組を推進する。従来から栽培されている「スチューベン」は、高品質安定生産及び貯蔵施設を利用した長期販売により、所得向上を目指す。

もも： 高品質果実の生産量増加と安定出荷に向けて、晩生種の川中島白桃などを主体に早生種から晩生種までバランスのとれた品種構成による栽培面積の拡大を図るとともに、消費者の信頼を確保するため、糖度選別可能な光センサー選果機を整備し、個別の選果データを生産指導へフィードバックし、次年産に反映する。また、ももせん孔細菌病に対しては防風網の設置等、総合防除対策の徹底により高品質果実の安定生産を図る。

野菜： 既成産地を含めて地域の立地条件に応じた産地化を一層促進するものとし、そのための生産組織の育成・強化及び集出荷施設、各種生産流通施設等の整備を図る。

ア トマト、きゅうり等の果菜類：生産力及び品質の向上を図るため、パイプハウス等生産施設や選果場等の集出荷施設等の整備を図る。

イ すいか、メロン：連作障害の回避、生産力の向上を図るために、合理的な作付体系を導入するとともに、集出荷施設等の整備を図る。

ウ にんじん、レタス等の高冷地野菜：八甲田高冷地及び岩木山ろくでは、夏季冷涼な気象条件を生かしてにんじん、だいこん、レタス、スイートコーン等の特色ある産地を育成するとともに、集出荷施設等の整備を図る。

エ にんにく、ながいも：本県の基幹野菜として、生産力及び品質の向上を図るため、高性能生産管理用機械等を導入するとともに、集出荷施設等の整備を図る。

花 き： 県生産額の約5割を占める本地帯では、キク、トルコギキョウ、バラ、ヒマワリ、デルフィニウム等既成産地を主体に、パイプハウス等生産施設の整備により産地拡大を図るとともに、集出荷体制の整備を図る。

肉 用 牛： 西海岸、津軽半島北部及び八甲田山系の草資源に恵まれた地帯では、転作田や荒廃農地等を有効利用して飼料作物を生産し、繁殖・肥育の一貫生産の推進により、肉用牛の増頭に努める。このため、公共牧場の再編や牧草地の整備、草地管理用機械・施設の導入を進める。また、畜産農協や和牛改良組合等の協力を得ながら集出荷体制を強化する。

豚 ： 家畜排せつ物処理施設の整備等環境保全に配慮しつつ、耕種部門との有機的結び付きを強めながら、生産体制の強化を図る。

ウ 南部農業振興地帯

本地帯においては、地帯の農業振興の基本的方向に則し、米、麦・大豆、乳用牛、肉用牛、豚、野菜、花き、りんご、特産果樹、葉たばこ等を重点作目とし、これらに係る今後の農業技術、生産体制の在り方及び農業近代化施設整備の方針は次のとおりである。

米 ： 寒冷地稲作の基本技術の順守により、生産の安定と食味・品質の向上及び低コスト稲作生産の確立を図るとともに、水田利用率の向上に向け、飼料用米等新規需要米の生産拡大を図る。このため、担い手を中心とした生産組織の育成・強化を進めるほか、高性能農業機械、施設等の効率的利用を図る。

また、米の品質向上と流通の合理化を推進するため、地域の米の乾燥調製のあり方について再検討した上で、大規模乾燥調製貯蔵施設等の再編・整備を図る。

麦・大豆： 実需者ニーズに沿った良品質麦・大豆の生産拡大を図る。このため、大型機械や乾燥調製貯蔵施設等の設置・整備を図る。

乳 用 牛： 牛群の高能力化による乳量・乳質の向上や生産コストの低減、乳肉複合部門の導入等によって経営体質の強化を図る。このため、地域における生産の機能分担と協業化を推進しつつ、経営規模に応じた高性能機械施設の導入や公共育成牧場等の拡充整備を図る。

肉 用 牛： 八甲田山系に広がる公共牧場等の豊富な草資源を背景とした地域を中心に生

産の拡大を図るほか、酪農地域では、乳肉複合を取り入れた経営安定に努めることとし、公共牧場の再編や草地の整備、草地管理用機械・施設の導入を進める。また、畜産農協や肉用牛ヘルパー利用組合等の協力を得ながら集出荷体制を強化する。

豚：生産性の向上を図りつつ、繁殖から肥育に至る一貫生産体制を推進する。このため、家畜排せつ物処理施設の整備等環境保全に配慮しつつ、多頭化に対応した近代的養豚施設の整備を図る。

野菜：既成産地を含めて地域の立地条件に応じた産地化を一層促進するものとし、そのための生産組織の育成・強化及び集出荷施設等の整備を図る。

ア ながいも、ごぼう、だいこん等の根菜類：良品質安定生産を推進し、高性能生産管理用機械、集出荷・貯蔵施設等の流通施設の整備を図る。

イ にんにく：輸入品との差別化を図るため良品質・大玉生産を推進するものとし、高性能生産管理用機械等の導入及び処理施設、集出荷施設等の整備を図る。

ウ トマト、きゅうり等の果菜類：施設栽培を積極的に推進するため、かん水施設、パイプハウス等生産施設のほか、集出荷施設の整備を図る。

エ ねぎ、ほうれんそう等の葉茎菜類：既成産地の外延的拡大及び新産地の育成に努める。このため、高性能生産管理用機械等の導入及び集出荷施設等の整備を図る。

花き：本地帯は、県産花きの主要品目である輪ギクやバラの主産地となっているほか、転作田においてカラーやリンドウが作付けされている。このため、より一層の高品質安定生産を図り、生産施設と出荷体制の整備を図る。

りんご：高密度植わい化栽培など省力樹形や機械作業体系の導入による労働生産性向上、新たな担い手の確保・育成による労働力不足の克服、園地・樹体も含めた次世代への円滑な経営継承を推進する。同時に、自然災害、鳥獣被害、病害虫、気候変動などの経営を脅かすリスク回避のため、農業経営収入保険等への加入促進に加え、農作業事故の発生防止に取り組む。

ぶどう：「シャインマスカット」などの大粒系品種は、高品質安定生産に向けた簡易ハウス等の導入を進めながら、栽培技術の向上や長期貯蔵技術の普及に向けた取組を推進する。従来から栽培されている「キャンベル・アーリー」は無加温栽培の盆前出荷の安定化による有利販売を推進する。

おうとう：燃焼資材等を活用した霜害防止対策や毛ばたき等による結実確保の徹底及び雨よけ施設のきめ細かな開閉による品質向上を推進する。県オリジナル品種「ジュノハート」については、高品質大玉生産に向けた栽培技術や選果基準・出荷規格の定着を図るとともに、安定供給と軽労化に向け、選果機の導入を推進する。

西洋なし：「ゼネラル・レクラーク」は、Y字形棚仕立て栽培の導入促進や輪紋病など病害虫防除の徹底、追熟施設を活用した半追熟果の出荷などによる安定供給を

推進する。

も も： ももせん孔細菌病に対しては防風網の設置等、総合防除対策の徹底により高品質果実の安定生産を図る。また、高品質果実の生産量増加と安定出荷に向けて、晩生種の川中島白桃などを主体に早生種から晩生種までバランスのとれた品種構成による栽培面積の拡大を図るとともに、消費者の信頼を確保するため、糖度選別可能な光センサー選果機を整備し、個別の選果データを生産指導へフィードバックし、次年産に反映する。

葉たばこ： 近年の担い手の高齢化や消費需要の停滞等から作付面積が減少傾向にある中で、省力・安定生産を図るため、生産管理用機械の導入や適正乾燥に向けた専用除湿機による屋内乾燥体系の整備を推進する。

エ 下北農業振興地帯

本地帯においては、地帯の農業振興の基本的な方向に則し、米、乳用牛、肉用牛、野菜、花き等を重点作目とし、これらに係る今後の農業技術の在り方及び農業近代化施設整備の方針は次のとおりである。

米： 寒冷地稲作の基本技術の順守により、品質の向上及び生産の安定を図るとともに、担い手を中心とした生産組織の育成強化を進めるほか、高性能農業機械、施設等の効率的利用を図る。

乳用牛： 牛群の高能力化による乳量・乳質の向上、生産コストの低減、乳肉複合部門の導入及び拡大等によって経営体質の強化を図る。このため、地域における生産の機能分担と協業化を推進しつつ、経営規模に応じた高性能機械施設の導入や公共育成牧場等の拡充整備を図る。

さらに、産地処理加工施設における特色ある牛乳・乳製品づくりを推進する。

肉用牛： 公共牧場等の豊富な草資源の活用を図りながら、繁殖・肥育の地域内一貫生産体制の整備を推進するため、公共牧場の再編や草地整備、草地管理用機械・施設の導入を進める。また、畜産農協や肉用牛ヘルパー利用組合等の協力を得ながら集出荷体制を強化する。

野菜： 夏季冷涼な気象条件を生かして、夏秋期の野菜産地を育成、拡大することとし、だいこん、ばれいしょ、トマト、夏秋いちご等の産地育成を図る。このため、パイプハウス等生産施設や集出荷施設等の整備を図る。

花き： 本地帯では、荒廃農地等を活用した花木を主体とした産地化を図るとともに、良品安定生産を図るためのパイプハウス等生産施設や共選共販に向けた集出荷施設の整備を図る。

(3) 広域整備の構想

ア 農業機械の整備施設

高性能な農業機械の導入の増加に対処するため、機械の専門的な整備、オペレータに対する機械保全技術指導を行うことを目的とした農業機械の整備施設の設置を図る。

イ 米の大規模乾燥調製施設等

米の生産性向上と品質改善が期待されるライスセンター、カントリーエレベーター等の大規模乾燥調製施設等については、効率性、経済性の面から地域の生産規模に即した適正な規模・能力での整備を図る。

また、農業協同組合の広域合併等に対応し、広域での米の均質化や大量安定供給を可能とするため、地域の米の乾燥調製のあり方について再検討した上で、大型カントリーエレベーターの設置やメイン施設と複数のサブ施設からなるサテライト方式の採用等を誘導する。

ウ 大型米倉庫

米の品質の向上及び流通の合理化を図るため、主要米作地帯には広域的な地域に対応した大型低温倉庫の設置を図る。

エ りんご流通施設

鮮度や良食味を求める消費者のニーズに応えるため、CA貯蔵施設や光センサー式選果機の整備を図る。

オ りんご加工施設

食生活の高度化及び多様化に伴い、果汁飲料の需要に対応するため、加工施設の整備を図る。

カ 公共牧場

肉用牛及び乳用牛の振興のため公共牧場の利活用を進め、肉用牛については、繁殖雌子牛及び肥育素牛の安定的供給を、乳用牛については、育成牛の周年預託機能の充実を図る。

キ 食肉センター

家畜の流通合理化を図るため食肉センターの再編統合を推進する。

5 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

(法第4条第2項第3号ホ)

(1) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向

農業を担うべき者の育成及び施設の整備の基本的方向としては、本県農業の持続的成長と誰もが安心して暮らしていける農村地域づくりを目標に掲げ、その実現に向けた施策を展開する。

具体的には、令和5年度に策定した「青森新時代『農林水産力』強化パッケージ」に基づき、販売力強化、生産性向上、人財育成、農山漁村振興の4つを施策の柱とし、所得増にこだわった施策を推進する。

(2) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備

ア 営農大学校の機能強化

営農大学校が開校して40年以上経過し、施設の老朽化への対応や時代のニーズに即した学校運営が求められていることから、施設の長寿命化と魅力あるカリキュラムの充実に向けた施設整備を一体的に推進する。

イ 住宅施設等への支援

県外からの移住者や外国人材等の受入を円滑に進めていくために、市町村と連携しながら、居住環境の整備に係る取組を推進する。

(3) 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

ア 就農準備に係る支援

(ア) 公益社団法人あおもり農業支援センターと連携して、県外の就農フェアへの出展等により、U・Iターン者の確保に努めるとともに、就農希望者に対する就農準備資金の活用を促進する。また、経営開始に向けた技術習得を支援するため、栽培や経営などの基礎を学ぶ座学研修と、先進農家での実践研修を組み合わせた「新規就農者養成研修」を計画的に実施する。

(イ) 各農林水産事務所の普及組織に就農相談窓口を設置するとともに、新規就農者が地域に早期定着できるよう、研修講座の運営や巡回指導などに取り組む。また、市町村や農協等と連携して、認定新規就農者の確保に努めるとともに、適切な営農設計や資金計画についての指導・助言を行う。

(ウ) 近年、初期投資が不要で非農家出身でも参入しやすい雇用就農が増えていることから、一層の増加を目指して、県外就農フェアによる情報発信や県内農業高校生等に対して雇用就農の魅力発信の強化に取り組む。

(エ) 団塊世代のリタイアがピークを迎える中、優れた農業経営を実践しながらも後継者がいない農業者の農地や技術、販路といった経営資源を、意欲のある非農家出身者などに引き継ぐ、第三者承継の取組を推進することとし、先行モデルの育成や地域の支援体制の整備などに取り組む。

イ 生産基盤となる農地取得の円滑化

(ア) 農地中間管理機構や市町村など関係機関と連携し、水田地帯や果樹地帯などそれぞれの地域特性に応じた担い手への農地の集積・集約化と農地の有効活用を推進する。

(イ) 地域の話し合いによる「地域計画」の実現・見直しを支援し、地域の担い手の確保と農地の利用集積を推進する。

(ウ) 農業委員や農地利用最適化推進委員による遊休農地の発生防止・解消活動を支援するとともに、農業参入企業等による農地の有効活用を誘導する。

(エ) 農地の有効活用と遊休農地の発生防止のため、地域の農地の受け皿として機能する集落営農組織の強化と法人化を推進する。

(オ) りんご放任園等の解消に向け、所有者等に対する指導や行政処分の手順を定めた「りんご放任園等対策マニュアル」に基づき、市町村と連携して取り組む。

(カ) 農地中間管理機構と連携したほ場整備などの基盤整備や、農地中間管理機構関連農地整備事業の推進により、担い手への農地集積・集約化を加速させる。

ウ 担い手の経営発展

(ア) 認定農業者を育成するため、国や市町村、関係機関・団体と情報共有を図りながら、農業経営改善計画の作成を支援するとともに、計画の目標達成に向けたフォローアップ

体制を強化する。

- (イ) 「青森県農業経営・就農サポートセンター」を活用し、経営診断・分析、税理士や社会保険労務士等の専門家の派遣を行い、法人化や労務管理といった農業者等の経営課題の解決や経営発展の促進に取り組む。
- (ウ) 集落ぐるみで農地を守り次世代に継承できる、集落営農組織の育成を図るとともに、研修会や情報交換会等の開催により、リーダー・経理担当者の育成、生産・販売力強化などを支援し、法人化を推進する。
- (エ) 青森県農業法人協会等と連携し、個人経営体の法人化を促進するとともに、法人化後の経営発展を支援する。
- (オ) 多様な担い手を確保・育成し、農村地域の活力を向上させていくためには、農村地域における男女共同参画を促しながら、女性の活躍と就農促進を図っていくことが重要である。

このため、新たに起業活動に取り組む農村女性を育成するとともに、消費者ニーズを捉えた新商品開発や、農園で農家とふれあいながら食べる体験交流などのスモールビジネスなどの取組を支援する。

- (カ) 人口減少や高齢化が進行する中で、持続可能で活力のある農山漁村をつくるため、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する活動を行う「あおり型農村RMO」の育成に向けた取組を支援する。

エ 農業教育の推進

- (ア) 営農大学校では、県内唯一の実践的な農業の研修教育を行う機関として、高度な農業技術や経営管理能力の習得を基本としながら、グローバル経済の進展やデジタル化など社会情勢の変化を踏まえたカリキュラムの充実など機能強化を図る。

また、同校のセミナーや各種資格取得研修などについては、学生以外の就農希望者や新規就農者等の受講も受け入れ、知識と技術の習得を支援する。

- (イ) 若手農業者等を対象に、経営管理やマネジメント能力等の向上を図る研修会を開催し、将来のリーダーとなる高度な経営力を持った農業者を育成する。
- (ウ) 農村青少年クラブに属する若手農業者に対して、仲間づくりと地域活動への参画を促す。また、農業・農村の担い手としての資質向上を図るため、技術改良や経営改善等に係る自主的な研究活動を行えるよう支援するとともに、成果発表、意見交換の機会を提供する。
- (エ) 地域で活躍している農村女性や、指導農業士等が相互に連携して、担い手育成などの地域貢献活動に取り組むことができるよう、セミナーや意見交換会などを開催し、リーダーとしての資質向上を支援する。

6 3に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項 (法第4条第2項第3号へ)

(1) 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

ア 農業の収益力強化

本県では、令和2年の農業経営体数が29,022経営体と5年前に比べて約2割減少したものの、販売金額1,000万円以上の経営体や、経営耕地面積が20ヘクタール以上の経営体は増加している。

また、令和5年の農業産出額は3,466億円と9年連続で3,000億円を超えており、1経営体当たりの労働生産性が向上している。

このため、引き続き、地域の核となる農業経営体に農地の集積・集約化を図り、一層の規模拡大を促すとともにし、6次産業化による経営の複合化・多角化など経営発展を支援し、本県農業の収益力強化を図る。

イ 若年層の働く場の創出

農業経営の法人化や就労環境の改善を支援し、雇用の受け皿を確保するとともに、職業の選択時期を迎える高校生等に対し、雇用就農の促進に向けた情報発信を強化し、本県の重要課題となっている若年層の県外流出の抑制に繋げる。

ウ 雇用労働力の確保

本県農業は、農繁期と農閑期に必要な労働力の差が大きく、全国に比べて「臨時雇い」への依存が大きいことから、その確保に向けて、労働力募集アプリ等の活用や相談窓口設置によるマッチングを推進するほか、外国人材の受入れ拡大や、他産業との労働力補完により、周年で働く場を創出する「特定地域づくり事業協同組合制度」の活用などに取り組む。

エ 企業の農業参入等の促進

農業就業者の減少と高齢化が進む中であっても、本県農業の維持・発展に向けて多様な担い手を確保するため、企業の農業参入を推進することとし、参入企業への支援や県と市町村が連携して対応する受入体制づくりなどに取り組む。

(2) 農村地域における就業機会の確保のための構想

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）などに基づく企業の計画的誘致を図ることにより就業機会の確保を図る。

また、これまで地場産業において培ってきた技術に加え、地方独立行政法人青森県産業技術センターでの加工技術の開発や施設の開放等を通じた加工・製品化研修等を強化し、農業の6次産業化を進めることにより、農業生産から加工・流通までを有機的に結び付けて、より付加価値の高い加工品及び地域特産品を開発・販売し、不安定な就業状態にある兼業従事者の安定的な就業の促進を図る。

さらに、観光やレクリエーション活動との結び付きにより、農業者等による観光農園や農林漁業体験民宿、農家レストラン等の経営への取組、農産物等のオーナー制度や手づくり加工体験ツアーによる都市住民の受け入れなど、農泊への取組促進による就業機会の創出を図る。

なお、これら就業機会の確保のための施設を設置するに当たっては、優良農用地の保全に配慮し、農用地利用計画との整合性に十分留意する。

7 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項（法第4条第2項第3号ト）

(1) 生活環境施設の整備の必要性

本県の農村部においては、離農や混住化の進行に伴い、住民の職業や生活意識の面で多様化が進行し、住民間の連帯感が薄れるなど農村の良さが失われつつある。加えて人口減少や農業労働力の高齢化等農業の担い手のせい弱体化が進行するなど、農業及び農村を巡る環境は一段と厳しくなっている。

このような状況下で、担い手に農地を集積・集約化し規模拡大を推進するとともに、生産性の向上を図り、農業の構造改善を実現していくためには、併せて農業従事者等の良好な生活環境を確保するための施設整備を行い、むらづくりの推進を通じて農業者と非農業者との間の連帯感の醸成を図っていくことが重要である。

一方、国民経済の成長と教育文化の発展を背景として、本県農家の消費生活水準も年々向上し、都市生活者の水準に接近しつつあるが、文化社会活動施設及び医療厚生施設の整備等、生活環境面での立ち後れは否めない状況にある。

このため、必要に応じて集会施設、多目的広場等の施設を整備していくこととし、住民相互の対話交流を通して集落機能の回復を図り、福祉の向上、健康の増進、文化活動、社会教育活動等の助長と併せて農業集落排水施設、農業集落道等の整備を図り、次代の農業を担う農業後継者の育成確保等にも資する。

以上の基本的な考え方にに基づき、上記施設の構想を定めるに当たっては、農用地利用計画との整合性を図り、優良農用地の確保に十分留意するとともに、広く住民参加の基に合意形成を図るよう努めるほか、次によりこれらの施設の適正かつ効率的な整備を図る。

(2) 生活環境施設の整備の構想

ア 整備を推進する施設は、緊急度の高いものとし、その規模は、利用見込人口等を考慮した適正なものとし、また、これらの施設の配置に当たっては適正な利用圏域を設定するとともに、農道、一般道路等との関連にも十分留意する。

イ 都市には見られない農村地域固有の広い空間、豊かな緑を十分生かしたものとするとともに、類似施設との役割分担を明確にし、画一性を避け地域の特性を生かしたものとする。

ウ このほか、整備する施設は、その受益者が主として農業従事者であるものを対象とすることとされているが、併せて農業従事者以外の住民に係る良好な生活環境の確保についても十分配慮する。

エ 施設の整備に当たっては、当該施設を利用する住民の自主的な活動により、施設の維持及び運営が適正に行われるよう配慮する。